

## ○岐阜県美術館観覧料等徴収規則

昭和五十七年十月二十九日規則第百二号

(総則)

**第一条** この規則は、岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下「条例」という。)に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の観覧料、特別観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の納入)

**第二条** 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第三条第一項に規定する観覧料を納入して、観覧券(別記第一号様式)の交付を受けなければならない。

2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第三条第二項に規定する特別観覧料を納入して、特別観覧券(別記第二号様式)の交付を受けなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、団体(二十人以上に限る。)で美術品等を観覧しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体観覧券交付申請書(別記第三号様式)を知事に提出したうえ、観覧料又は特別観覧料を納入して、団体観覧券(別記第四号様式)の交付を受けなければならない。

(前納の特例)

**第三条** 条例第六条第一項ただし書の規定により観覧料等を後納しようとする者は、あらかじめ、観覧料等後納申請書(別記第五号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等後納承認書(別記第六号様式)により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

**第四条** 条例第六条第三項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ観覧料等免除申請書(別記第七号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等免除承認書(別記第七号様式)により申請者に通知するものとする。

**附 則**

この規則は、昭和五十七年十一月三日から施行する

(以下改正附則略)